

No.	案件名称	契約の種類	主管局	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	上部火格子台外5点(大正工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	16,674,000	平成24年10月11日		契約の性質または目的による場合	
2	バス回数券(4000円券)外2点 印刷	活平版	交通局	光村印刷(株)	1,923,075	平成24年10月12日		契約の性質または目的による場合	
3	炉用部品(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	15,015,000	平成24年10月24日		契約の性質または目的による場合	
4	レッカー装置オーバーホールおよび車体補強	自動車修理	環境局	丸毛自動車工業(株)	9,740,241	平成24年10月25日		契約の性質または目的による場合	
5	低速回転式せん断破碎機用台刃 外2点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	20,840,820	平成24年10月26日		契約の性質または目的による場合	
6	耐火タイル(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	7,392,000	平成24年10月26日		契約の性質または目的による場合	
7	はしご車分解整備(2)	自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	12,705,000	平成24年11月8日		契約の性質または目的による場合	
8	患者監視装置一式 買入	医療用機器	消防局	(株)アダチ	24,570,000	平成24年11月12日		契約の性質または目的による場合	
9	自動体外式除細動器一式 買入	医療用機器	消防局	(株)アダチ	13,986,000	平成24年11月12日		契約の性質または目的による場合	
10	二連式加湿酸素流量計一式 買入	医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	2,079,000	平成24年11月13日		契約の性質または目的による場合	
11	共同溝外1か所ガス検知器修繕	理化学機器	建設局	(株)理研商会	5,040,000	平成24年11月13日		契約の性質または目的による場合	
12	浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の一体型自動測定機 買入	理化学機器	環境局	紀本電子工業(株)	3,780,000	平成24年11月14日		契約の性質または目的による場合	
13	LED灯ろう 外6点 買入	産業用機器	港湾局	(株)ゼニライトブイ	7,297,500	平成24年11月15日		契約の性質または目的による場合	
14	土佐堀地下駐車場駐車機械装置 修繕	産業用機器	建設局	三菱重工業パーキング(株)	6,599,250	平成24年12月5日		契約の性質または目的による場合	
15	本町地下駐車場駐車機械装置 修繕	産業用機器	建設局	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	7,665,000	平成24年12月6日		契約の性質または目的による場合	
16	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(24-2)	理化学機器	建設局	新コスモス電機(株)	4,200,000	平成24年12月7日		契約の性質または目的による場合	
17	方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕(24-1)	理化学機器	建設局	(株)理研商会	2,992,500	平成24年12月11日		契約の性質または目的による場合	
18	空気呼吸器用面体 買入	消防・防災用品	消防局	キンバイ商事(株)	3,936,240	平成24年12月13日		契約の性質または目的による場合	
19	中間火格子ブロック外7点(舞洲工場) 買入	産業用機器	環境局	日立造船(株)	23,520,000	平成24年12月19日		契約の性質または目的による場合	
20	ごみクレーンバケット(平野工場) 買入	産業用機器	環境局	JFEエンジニアリング(株)	20,790,000	平成24年12月20日		契約の性質または目的による場合	
21	救急活動用携帯電話機 買入	通信用機器	消防局	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	3,780,000	平成24年12月20日		契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

上部火格子台外5点（大正工場） 買入

2 契約の相手方

日立造船株

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する上部火格子台外5点は、日立造船株式会社製の大正工場焼却設備の焼却炉の一構成品であって、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は非公開のため、当該会社のみが知りえる情報であり、他社においては製作が不可能である。

よって、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は、日立造船株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないことから、日立造船株式会社を特名するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 大正工場 （電話番号 06-6553-0464）

随 意 契 約 理 由 書

1. 案件名称 バス回数券（4000円券）外2点印刷

2. 契約の相手方 光村印刷株式会社

3. 随意契約理由

バス回数券は、当局路線バス乗車用の23枚及び28枚の券片からなる紙製乗車券で、バス営業所、地下鉄駅及び当局が乗車券等の販売を委託している売店等で発売しているものである。また、回数券を使用されるお客様、販売従事者等、不特定多数の人が使用するものであり、バス降車時に運転手が確認するものである。平成13年ごろ本市において、バス回数券の偽装事件があったことを受けて、信頼性を確保するため現在の偽造防止の印刷技術を施すことに至った。

上記のとおり、当該回数券は不特定多数の人が使用するものであり、混乱を招かないためにも、長期に渡り、規格の統一性が必要となる。規格の中の文字の色及びその背景の色合い並びに偽造防止を取り入れた透かし、マイクロ文字、コピー牽制パターン印刷及びローランド彩文文字等の模様を作成するためには非常に高い技術を要し、前回購入した回数券と同じものを作成できるのは上記業者のみである。

4. 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5. 担当部署 交通局総務部経理課（乗車券）

以 上

3

随意契約理由書

1 案件名称

炉用部品（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）施工による焼却設備の一構成部品であって、当該会社の設計により製作されたものである。

従って、本部品の形状寸法、材質及び製作する工程等の情報は当該会社のみが保有しており、他社においては製作が不可能であるため、J F Eエンジニアリング（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

炉用部品はJ F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1. 案件名称

レッカー装置オーバーホールおよび車体補強

2. 契約の相手方

丸毛自動車工業株式会社

3. 随意契約理由

南部環境事業センターに配車されているレッカー車は米国ミラーインダストリーズ社製のレッカー装置が使用されており、平成7年度に配車されてから本年で16年が経過し、レッカー装置に経年劣化が生じており、すみやかにレッカー装置オーバーホールおよび車体補強(以下「オーバーホール」という。)を行う必要がある。

オーバーホールを行うにあたって、レッカー装置は製造業者独自の技術により本装置を製造しており、製造者指定業者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存装置と密接不可分の関係から既存装置等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるようにさせる必要があり、交換部品についても前述と同様に特殊性のあるものであり、部品の取付等にあたっては高度な専門的知識が必要であることより部品については代理店にのみ供給されるものである。

これらのことより、当該オーバーホールにあつては、製造業者米国ミラーインダストリーズ社のディストリビューターである株式会社ミラー日本の唯一代理店である丸毛自動車工業株式会社を特

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

環境局南部環境事業センター整備担当 (電話番号:06-6661-1190)

随意契約理由書

1 案件名称

低速回転式せん断破碎機用台刃外2点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

今回購入する低速回転式せん断破碎機用台刃外2点は、日立造船(株)施工による舞洲工場破碎設備の可燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、日立造船(株)製品とする。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する耐火タイルは、日立造船(株) 施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株) 製品の選定を行った。

（2）業者選定理由

本部品は日立造船(株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株) と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車分解整備業務を移管された唯一の会社（平成24年4月1日付、代理店証明書は消防局で保管。証明書有効期限は平成25年3月31日）であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

随意契約理由書

1 案件名称

患者監視装置一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

患者監視装置は、救急隊員が傷病者の状態を把握するために必要な心電図、脈拍数、血圧、血中酸素飽和度等を測定する医療機器である。さらに、多数傷病者発生時に複数の傷病者に除細動を実施できること、除細動不作動事案発生時に対応するため除細動機能を有することが必要である。また、救急車に積載している自動体外式除細動器（ハートスタート FR3 Pro）を救急現場で使用し、傷病者を救急車内へ収容後患者監視装置にて継続管理する際、自動体外式除細動器の除細動パッドとの互換性を有することがスムーズな救急活動を行うために必要であり、類似製品と以下4点について比較検討した。

- ・ディスプレイは見やすいカラー液晶であること
 - ・心電図、SP02 値、血圧値及び脈拍数を測定できること
 - ・除細動機能を有すること
 - ・救急車に積載している自動体外式除細動器の除細動パッドとの互換性を有すること
- 上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート MRx のみであり、本製品を選定する。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン(株)が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

自動体外式除細動器一式 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

自動体外式除細動器は、心停止した傷病者の心電図を解析し、必要に応じて除細動を行うための高度救急救命処置用資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・二相波形式であること
- ・心電図が測定できること
- ・小児に除細動を実施するための小児用モード機能を有すること
- ・小型軽量であり救急バッグにも収納可能で携帯性に優れ傷病者搬送時に障害とならないこと

・測定したデータを出力し有線（データカード）でパソコンに転送できること

上記すべてを満たすものは(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製のハートスタート FR3 Proのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン(株)が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品(株) 大阪営業所

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・薬事法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分15ℓ以上の投与ができ、かつ1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は(株)三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業(株)であり、新鋭工業(株)が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

随意契約理由書

1 案件名称

共同溝外1か所ガス検知器修繕

2 契約の相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

今回修繕する共同溝外1か所ガス検知器は共同溝の各洞道内及び地下道内において、本市職員及び企業体の維持管理作業等で酸欠危険場所への入溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための確保を行う重要な設備であるが、長年の使用により構成部品に動作不良が生じているため取替修繕を行うものである。

本設備は理研計器株式会社が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替えには、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要であり、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、人命の安全及び不測の事故を防ぐのに重要な設備のため、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている株式会社理研商会のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の一体型自動測定機買入

2 契約の相手方

紀本電子工業(株)

3 選定機種名

製造業者 : 紀本電子工業株式会社

型番 : PM-712

4 随意契約理由

機種選定理由

今回買入を行う機器は、大気汚染防止法第 22 条に基づき測定を行う必要がある大気中の SPM (浮遊粒子状物質) 及び PM2.5 (微小粒子状物質) の一体型自動測定機である。

買入機器を設置する菅北小学校測定局の既設の SPM 測定機器は、平成 9 年から使用しており更新計画に基づき、更新を行うものである。

また、PM2.5 の機種については、平成 21 年 9 月 9 日付け環境省告示第 33 号で告示された「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」により「微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる」と認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法 (標準測定法) 又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機・・・とされている。そのため、環境省において標準測定法と等価性を有するか否かの並行試験が実施され、その等価性評価の結果 (平成 21 年度冬期～平成 22 年度夏期 [平成 22 年 10 月 15 日公表] または平成 22 年度夏期～平成 22 年度冬期 [平成 23 年 7 月 4 日公表]) において、等価性を有すると評価された機種は以下の 8 機種に限られる。

①PM-712 ②PM-717 ③FPM-377 ④APDA-375A

⑤FH62C14 ⑥SHARP5030 ⑦MP101M ⑧TD5014i

同測定局では既に設置している他の測定機器の設置・運転により電力許容量が限界に近づいており、複数の測定機器を設置・運転することができない。また、同測定局は学校に設置している手狭な納戸内に測定機器を設置しているため、SPM 測定機を撤去した位置に、SPM 測定機と PM2.5 測定機を 2 台設置することは物理的に不可能である。これらのことから、SPM と PM2.5 の一体型の測定機を購入する必要がある。

上記 8 機種の内、一体型の測定機は本機器のみのため、本機器を選定する。

業者選定理由

今回買入を行う機器については、紀本電子工業株式会社が製造業者であり、販売も同社が唯一実施しているため、同社を選定する。(直接販売証明書は担当部署にて保管。)

5 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

6 担当部署

環境局環境管理部環境管理課 (電話番号 06-6615-7944)

随 意 契 約 理 由 書

- 1 案件名称 LED灯ろう外6点買入
- 2 契約の相手方 株式会社 ゼニライトブイ
- 3 随意契約理由

本物品は、船舶の衝突防止のために港内に設置してある明示灯の取替え部品並びにコスモスクエア海浜緑地池前面に船舶の衝突防止のために設置している発光式浮玉を購入するものである。既設明示灯は、株式会社ゼニライトブイの製品であり、その取換え部品はLED灯ろうについてはねじ込み式であり、他社はボルト式であり取り付けることができない。またLED電球については、他社とは発光位置とレンズ焦点が合わず、明示灯としての機能を発揮できない。同期用制御盤は、制御プログラムが他社の製品ではプログラムを読み込まないため作動しない。さらに発光式浮玉についても、設置個所が航路に近接していることから、頻繁に電球交換や電池交換ができないこと並びに近傍に灯台が設置されており明示灯との混同を避けるために光源がほぼ水面上にある条件を満たす必要がある。光源がLEDで太陽電池式のもの、かつ光源がほぼ水面上にある条件を満たす製品は他社製品では存在しない。

また、この製品は、株式会社ゼニライトブイ以外には取り扱いがない。

なお発光式浮玉は次のとおり特許を取得している。

【公開番号】特許公開平10-276613

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
港湾局計画整備部海務担当(海上保全)
(電話番号 06-6552-0011)

随意契約理由書

1 案件名称

土佐堀地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

三菱重工パーキング(株)

3 随意契約理由

駐車機械装置は土佐堀地下駐車場を運営する上で必要不可欠なもので、機器の性能・機能を長期にわたり良好な状態に維持し利用車両の入・出庫、安全性を確保するため耐用年数に達した定期交換部品・消耗品の取替修繕を行うものである。

本装置は、三菱重工パーキング(株)が独自の特殊技術により、設計製作した土佐堀地下駐車場設備を構成する重要な部分であり、修繕にあたっては、各機器のスムーズな連携により従前と同等の性能を発揮させるため、駐車場設備としての一貫したシステム構成を熟知し、製作当初の設計に基づき、おこなう必要があるが、その技術仕様・設計書等は、企業秘密とされており他者には公開されていない。また、交換部品についても、他社のものでは互換性がない特殊な物であり、その詳細は、企業秘密とされ公開されていないため、他社では調達できない。

以上のことから、製造業社である三菱重工パーキング(株)と契約締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課 (電話 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

エヌエイチパーキングシステムズ(株)

3 随意契約理由

駐車機械装置は本町地下駐車場を運営する上で必要不可欠なもので、機器の性能・機能を長期にわたり良好な状態に維持し利用車両の入・出庫、安全性を確保するため耐用年数に達した定期交換部品・消耗品の取替修繕を行うものである。

本町地下駐車場は日立造船(株)が独自に設計製作したもので、駐車機械装置は本町地下駐車場を構成する重要な部分である。修繕については部品・技術仕様が特殊で他社のものでは互換性がなく他には公開していない。駐車場設備としての一貫したシステム構成を熟知し、当該機械装置の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、機械装置の連携をスムーズに従前と同等の性能を発揮させる必要がある。

以上のことから、製造業者より事業を継承した唯一の業者であるエヌエイチパーキングシステムズ(株)と契約締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局西部方面管理事務所設備課(電話 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（24-2）

2 契約の相手方

新コスモス電機株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、新コスモス電機株式会社が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社で製作していない。

また、安全対策上、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、新コスモス電機株式会社に随意契約を依頼いたします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当（電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

方面管理事務所管内複合型ガス濃度測定器修繕（24-1）

2 契約の相手方

株式会社 理研商会

3 随意契約理由

本修繕は、複合型ガス濃度測定器を修繕するものである。

修繕する複合型ガス濃度測定器は、酸素欠乏症・硫化水素中毒等の危険が予想される下水道施設内での作業において、作業時に酸素・硫化水素・可燃性ガスを測定するものであるが、複合型ガス濃度測定器の各センサー・フィルター等の部品が長期の使用により損耗しており、測定結果に影響する可能性があるため、作業における安全対策上、部品の取替え、機能点検並びに調整を定期的に行う必要がある。

本機器は、株式会社 理研商会が製作したものであり、センサー・フィルター等の部品取替え及び点検には製作会社独自の技術を必要とし、取替え部品も他社で製作していない。

また、安全対策上、点検後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。よって、株式会社 理研商会に随意契約を依頼いたします。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 管理部 工務課 事業所担当 （電話番号 06-6615-6465）

随意契約理由書

1 案件名称

空気呼吸器用面体 買入

2 契約の相手方

キンパイ商事株式会社

3 随意契約理由

大阪市消防局では、昭和63年度からドイツのドレーゲル・セイフティーAG社製自動陽圧型空気呼吸器を使用している。この空気呼吸器の各構造部は、製作会社であるドレーゲル・セイフティーAG社独自の設計に基づく各空気呼吸器用純正部品から成っており、他社メーカー品とは規格が異なり互換性がないため、他社製品を使用することができない。

また、上記空気呼吸器は、ドレーゲル・セイフティーAG社製であるが、ドレーゲル・セイフティージャパン（株）が日本における唯一の輸入販売会社であり、上記キンパイ商事（株）が空気呼吸器の同付属機器（部品）の販売に関する西日本地区唯一の販売代理店である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課 （電話番号 06-4393-6190）

随意契約理由書

1 案件名称

中間火格子ブロック外7点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する中間火格子ブロック外7点は、日立造船(株)施工による舞洲工場焼却設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では構造を知りえず、使用部品の調達も不可能であるため、日立造船(株)製品の選定を行った。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 舞洲工場 (電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

ごみクレーンバケット（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するごみクレーンバケットは、J F Eエンジニアリング（株）のクレーン設備の一構成部品であり、平野工場の焼却炉の使用条件に合わせて、（株）福島製作所とJ F Eエンジニアリング（株）により共同設計・製作されたものである。

従って、本部品の形状寸法、材質、他の構成部品との関連及びクレーン設備との整合性は非公開のため当該会社のみが知り得るものであり、バケットの品質や性能保証が出来る製品の製作が他社では不可能であるため、（株）福島製作所・J F Eエンジニアリング（株）製の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

ごみクレーンバケットはJ F Eエンジニアリング（株）のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、J F Eエンジニアリング（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 平野工場 （電話番号 06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

救急活動用携帯電話機買入

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 関西支社

3 随意契約理由

救急活動用携帯電話機は、救急隊が搬送連絡をする際や、特定行為等の指示受け、大阪府医療情報システムを利用した搬送先医療機関の選定等に活用している。

一般、救急隊は、消防法の改訂に伴い定められた搬送受入実施基準に従い病院選定を行っているところであるが、この搬送受入実施基準の更なる充実強化及び検証を行うために大阪府健康医療部保健医療室医療対策課が株式会社NTTデータ関西に委託をし、大阪府搬送受入実施基準検証体制システムの構築を行った。このシステムを救急隊が活用するにあたり、対応した高機能携帯電話機（スマートフォン Android4.0）が必要であり、救急活動用携帯電話機の購入が必要となったもの。

救急隊は、市民の生命、身体を守るため一分一秒を争う中で活動しており、特に救急活動用携帯電話機は、早期に搬送先医療機関を選定したり心肺停止患者に対する医師からの指示を得るために必要不可欠な機器で、絶対的な信頼を要すると共に、その目的を達成するため、より高速な通信速度が必要である。

現状において大阪市内における最も広い高速通信網を誇っているのが株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモである。また当該システムは、同社の高速データ通信サービスであるクロッシィに対応したスマートフォン（Android4.0）しか動作確認等の検証がされおらず、他社製品では不具合等が発生するケースが起きている。

重ねて、大阪府とともに当該システムの構築に参画し、覚書に基づき特別措置を行うことのできる株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモが同システムを導入する消防本部に直接販売を行うため、上記業者以外から購入することができない。

以上により上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6626）